

第 251 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-14-18 金山センタープレイス 5 F
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 24 年 5 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 250 回

あっという間に平成 24 年も 1/3 が過ぎました。

何もしなくても、月日はどんどん経過します。

負けておれませんか！！

さあ行動ですね。

営業が結果を出すために必要なことは

- ① お客様と、とにかく接触機会をふやすことですね
接触回数が増えることが好感度を上げる作用を持ちます
- ② そして行動しながら小さな成功体験を重ねることが重要です
- ③ そのためには、自分が能動的に行動することによって間違いなく達成できる指標（目標）を作ることが大切です（訪問件数、面談件数、電話件数等）

簡単ですね → でもまず実行・・・何事も・・・ですね。



そうすると人脈も広がりますよ！！

前田の《今人生を語る》第 155 回

めざめよ日本人[®]

キッシンジャー博士の言葉（中国好きですが、時には厳しいことを日本のために言うこともありますよ — 聞いてみましょう）

日本の民放テレビに出演し、東日本大震災の前と後で日本人は何が変わったかと聞かれて「日本の皆さんは深く国のことを考えるようになった」と答えた。

さあ皆さん、どう理解し、どう思いますか？

平成 24 年度税制改正 資産税関係

佐藤 洋

今回は平成 24 年度税制改正のうち資産税関係について説明いたします。

(1)直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築もしくは取得又は増改築等のための金銭を取得した場合において一定の要件を満たすときは贈与税を非課税とするものです。

平成 23 年 12 月 31 日で終了していたこの制度が 3 年間延長されます。

① 非課税限度額

| 贈与を受けた年 | 省エネルギー・耐震性を備えた良質な住宅用家屋 | 左記以外の住宅用家屋 |
|----------|------------------------|------------|
| 平成 24 年中 | 1,500 万円 | 1,000 万円 |
| 平成 25 年中 | 1,200 万円 | 700 万円 |
| 平成 26 年中 | 1,000 万円 | 500 万円 |

（東日本大震災の被災者は別になります）

② 面積制限

適用対象となる住宅用家屋の床面積は、東日本大震災の被災者を除き 240 ㎡以下となります。

③ 適用時期

平成 24 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長

一定の場合には、住宅取得等資金の贈与者である親が 65 歳未満であっても相続時精算課税を選択することができるこの規定が平成 26 年 12 月 31 日まで 3 年間延長されます。

(3) 相続税の連帯納付義務の改正

相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務が解除されます。

- ・申告期限等から 5 年を経過した場合※
- ・担保を提供して延納又は納税猶予の適用を受けた場合

※申告期限等から 5 年経過時点ですでに連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができるとされます。

適用時期 平成 24 年 4 月 1 日以後に申告期限等が到来する相続税について適用されます。

ただし、同日において未納となっている相続税についても同様の取り扱いとなります。

名古屋市市民税減税のお知らせ

① 法人市民税の減税

平成 24 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より、均等割・法人税割ともに 5%引き下げられます。

均等割の例 50,000 円 → 47,500 円 130,000 → 123,500 円

② 個人市民税の減税（県民税は除く）

平成 24 年度（平成 24 年 6 月）以後の年度分の個人市民税が均等割・所得割ともに 5%引き下げられます。（譲渡所得など分離課税に係る所得割は対象外です）

※お詫びとお願い

前号の“きゃっちぼーる”の日付が 23 年 4 月 10 日になっていますが、24 年の間違いです。お手元に前号をお持ちの方は訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。